

厚生労働行政推進調査事業費補助金(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)
 遺体における新型コロナウイルスの感染性に関する評価研究
 分担研究年度終了報告書

令和2年7月豪雨時の熊本県における遺体からの
 歯科所見採取に関わる実態調査からの課題抽出

研究代表者	斉藤久子	千葉大学大学院医学研究院法医学教室
研究協力者	中久木康一	千葉大学大学院医学研究院法医学教室
研究協力者	石原憲治	千葉大学大学院医学研究院法医学教室
研究協力者	岩瀬博太郎	千葉大学大学院医学研究院法医学教室

研究要旨

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)蔓延下に発災した令和2年7月豪雨時に歯科的所見からの身元確認に関わられた歯科医師が、感染防護体制が十分であったか、また、感染のリスクを伴う作業にあたっての心的ストレスを感じたか、などを評価するため、被災前の教育を受けた経験などとともに調査した。

なお、回答者は直接遺体に接する作業を行っておらず、遺体の情報は遺体の写真および既に作成されたデンタルチャート(死後記録)からのみ得られていたため、遺体からの歯科所見採取における感染防護体制や、その資機材の充足度合、また、関連する心的ストレスについては、評価ができなかった。

感染症蔓延下においても発生しうる災害時に、地域のかかりつけ歯科医が警察や海上保安庁から直接依頼される場合においても、感染リスクも含めた安全は確保されなければならない、また、作業の質の担保のためには標準化された方法にて共通様式に記載して記録を残すことが必要である。

結論として、回答者における共通様式の知識や準備などはその時点では十分ではなく、感染症蔓延下において安全にかつ正確性や再現性を担保した歯科的所見からの身元確認への協力ができるよう、歯科医師会、警察、海上保安庁を含めた連携体制の構築とそれに基づいた研修を検討することが大切と考えられた。

A.研究目的

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患した遺体からの感染性については、現在も研究がなされているところであり、遺体取扱いにおける感染管理に特化したガイドラインも定まったものは無い。COVID-19 蔓延下にての身元不明遺体に対する歯科所見採取においては出務者の感染防御対策が必要であるが、情報や対応が十分でない中での出務には、心的ストレスも大きいと考えられる。

そこで、COVID-19 蔓延下に発災した令和2年7月豪雨時に歯科的所見からの身元確認に関わられた歯科医師において、依頼の連絡や相談先、作業場所や感染防護体制、そして出務者の心的ストレス、および、被災前の教育を受けた経験、共通

様式の知識や準備などについて調査し、感染症蔓延下において安全にかつ正確性や再現性を担保した歯科的所見からの身元確認への協力ができる体制について考察することを目的とした。

B.研究方法

1. 対象

令和2年7月豪雨にかかわる歯科所見からの身元確認作業に従事された熊本県歯科医師会会員である歯科医師9名を対象とした。

2. 方法

「令和2年7月豪雨にかかわる、歯科所見からの身元確認作業に関するアンケート」を熊本県歯科医師会より送付していただき、研究班宛て

に返送いただく自記式調査とした。

3. 期間

調査期間は、令和3年11月12日から12月16日までであった。

(倫理面への配慮)

本調査の内容には個人情報含まず侵襲を伴わないものであり、発送にあたっては(一社)熊本県歯科医師会より個別に行い、回答の意志の有る場合のみ自記式調査用紙に記載して研究班宛てに返信をしていただく形式とし、十分な倫理的配慮のもとで施行した。

C. 研究結果

回答は6名(66.7%)より得られた。6名全員が警察または海上保安庁から直接の依頼を受けていたが、身元不明遺体に対する歯科所見採取の経験ある歯科医師に相談したものはいなかった。従事した作業は、生前資料の提供、遺体の写真からの死後記録の作成、および照合であり、直接遺体に接する作業にあたったものはいなかった。診療所が全壊し、生前資料は記憶のみとなったものが1名いた。警察歯科医に登録されていたのは1名のみで、災害時の従事経験があったのは1名のみであった。講義の受講経験は全員にあったが、研修受講経験は2名のみであった。感染防護具(PPE)の装着訓練を受けていたものはいなかった。共通の記録様式を準備していたのは1名のみで、2名は「様式は知っていたが準備しなかった」、2名は「様式自体を知らなかった」とした。対応にあたっての心的ストレスを感じたとしたものは2名であった。

D. 考察

直接遺体からの所見採取を行った回答者が無く、今回の遺体に接する作業における感染防御について、また、感染リスクに対する心的ストレスの評価は行えなかった。死後記録はご遺体の写真で提供されている場合が多かった。今回得られた情報は、推定される死者がいた場合が殆どであると考えられた。

回答者は全て、警察や海上保安庁からの直接の依頼を受けていたが、身元不明遺体に対する歯科所見採取の経験のある歯科医師に相談したもの

はおらず、逐次では歯科医師会も把握できておらず、管理はできなかった。講義は受けていても、共通様式に関する認識がなく、書面による記録がなされていない場合もあった。記録は常に振り返れるように、その照合のプロセスとともに標準化された共通の書式に記載して残すことが重要と考えられた。

E. 結論

令和2年7月に発災した豪雨時の歯科的所見からの身元確認作業には、警察から直接依頼された地域の歯科診療所の歯科医師らが出務していたが、そのうち多くは感染防御や身元確認作業の研修や経験が十分ではなかった。

研修や標準化され共通書式を用いた情報共有など歯科医師、警察、海上保安庁等を含めた連携体制の重要性が示唆された。

謝辞

本調査にご回答いただきました先生方、実施にあたってご尽力いただきました(一社)熊本県歯科医師会の関係者に、心から感謝申し上げます。

参考文献

- 1) 咲間彩香, 斉藤久子, 勝村聖子, 熊谷章子, 岡広子, 本村あゆみ, 岩瀬博太郎, 日本の災害時において歯科身元判明率が向上しない要因に関する検討, 日本災害医学会雑誌, 26, 1-10, 2021

F. 健康危険情報

総括研究報告書参照。

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし